

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
平成30年6月7日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 5件

国民年金 3件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700651号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1800012号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成2年3月20日、喪失年月日を平成14年8月21日とし、平成2年3月から平成14年7月までの標準報酬月額を、平成2年3月から同年7月までは12万6,000円、同年8月から平成3年5月までは20万円、同年6月から平成7年9月までは24万円、同年10月から平成8年9月までは20万円、同年10月から平成9年9月までは18万円、同年10月から平成10年9月までは20万円、同年10月から平成14年7月までは22万円とすることが必要である。

平成2年3月20日から平成14年8月21日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成2年3月20日から平成14年8月21日まで

請求期間当時、事情があつて氏名をCとしてA社に勤務し、厚生年金保険に加入していた。

請求期間当時の基礎年金番号通知書、厚生年金基金加入員証、平成11年分給与所得の源泉徴収票、D養成研修2級課程修了証明書及びA社内で撮影した写真を提出するので、請求期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間当時、氏名をCとしてA社に勤務し、厚生年金保険に加入していた旨主張しているところ、オンライン記録において、請求内容と一致する厚生年金保険被保険者記録(平成2年3月20日資格取得、平成14年8月21日資格喪失、以下「未統合記録」という。)が確認できる。

また、前述の未統合記録は、戸籍謄本において確認できる請求者の請求期間当時の姓(E)、生年月日(昭和*年*月*日)及び性別(女)が一致している上、オンライン記録において、未統合記録と氏名、生年月日及び性別が一致する厚生年金保険被保険者記録は、当該未統合記録のほかに見当たらない。

さらに、請求者は、未統合記録の氏名及び生年月日と一致する基礎年金番号通知書、厚生年金基金加入員証、D養成研修2級課程修了証明書及び平成11年分給与所得の源泉徴収票を所持している上、このうちのD養成研修2級課程修了証明書は、請求者が請求期間後に勤務した事業所から提出された請求者に係る同修了証明書写しと同一内容である。

これらを総合的に判断すると、前述の未統合記録は、請求者の記録と考えられることから、A社は、請求者について、平成2年3月20日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、平成14年8月21日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行つたと認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、前述の未統合記録から、平成2年3月から同年7月までは12万6,000円、同年8月から平成3年5月までは20万円、同年6月から平成7年9月までは24万円、同年10月から平成8年9月までは20万円、同年10月から平成9年9月までは18万円、同年10月から平成10年9月までは20万円、同年10月から平成14年7月までは22万円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700648号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1800004号

第1 結論

昭和36年4月から昭和40年4月までの請求期間及び昭和40年5月から昭和46年5月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和36年4月から昭和40年4月まで
② 昭和40年5月から昭和46年5月まで

私の国民年金の加入手続及び請求期間の国民年金保険料の納付について、加入手続の時期や納付方法等の詳細は分からないが、当時、A県B市に居住していた私の長兄が行ってくれていたと思う。

また、昭和45年に長兄が私の家に来た時に、国民年金はきちんと掛けていると言ってくれたことを覚えており、長兄から送られてきたオレンジ色の年金手帳は紛失してしまったので、請求期間の国民年金保険料を納付したことが分かる資料等はないが、間違いなく長兄が納付してくれているはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、自身の国民年金の加入手続及び請求期間の国民年金保険料の納付について、当時、B市に居住していた請求者の長兄が行ってくれた旨陳述している。

しかしながら、国民年金法施行規則第2条には、国民年金における被保険者の資格取得の届出(加入手続)は、住所地の市町村長を経由して都道府県知事に提出することとされているところ、請求者に係る戸籍謄本及び請求者の陳述によると、請求者は、昭和36年4月1日から同年8月10日までの期間はB市、同日から昭和40年3月28日までの期間はC県D市及び同日以降、現在に至るまではE県F市に居住していたことが確認できることから、請求者の長兄が、請求者がD市及びF市に居住している期間に係る請求者の国民年金の加入手続をB市において行うことはできない。

また、仮に、請求者の陳述どおり、請求者の長兄が、昭和36年4月から同年8月までの間に請求者の国民年金の加入手続を行った場合、年金記録を管理するための国民年金手帳記号番号が払い出されることとなるところ、オンライン記録において、請求者に対して払い出された国民年金手帳記号番号は確認できない上、社会保険オンラインシステムにより氏名検索を行ったほか、年金情報総合管理・照合システム(紙台帳検索システム)により、請求者が居住していたB市において払い出された国民年金手帳記号番号の縦覧調査を行ったが、請求者に対する国民年金手帳記号番号の払出しは確認できない。これらのことから、請求期間①及び②については、国民年金の未加入期間であったと考えられ、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、請求者は、国民年金の加入手続及び請求期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとされる請求者の長兄は既に亡くなっており、当時の事情を把握していたと思われる請求者の義姉も高齢のため、請求期間当時の具体的な手続及び納付状況は不明である。

このほか、請求者の長兄が請求期間①及び②について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）はなく、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700581号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1800005号

第1 結論

昭和56年1月から同年3月までの期間、昭和56年7月から昭和58年3月までの期間及び昭和59年1月から昭和60年3月までの期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和56年1月から同年3月まで
② 昭和56年7月から昭和58年3月まで
③ 昭和59年1月から昭和60年3月まで

私は、昭和57年12月に結婚したが、請求期間①及び②の国民年金保険料を滞納していることを妻に隠していた。昭和58年5月又は6月頃に督促のはがきが届いたことで、妻が私の国民年金保険料の滞納を知り、同年7月頃にA県B市役所C支所(当時)で、請求期間①及び②の国民年金保険料を全額納付してくれた。

昭和58年12月に妻と離婚し、国民年金保険料が納付できなくなったが、昭和60年4月に再就職して生活が安定したことや、母から国民年金の未納分を納付するように言われていたこともあり、決算臨時ボーナスが支給された後の昭和61年4月又は同年5月頃にB市役所の国民年金課の窓口又は市役所内の金融機関で請求期間③の国民年金保険料を全額納付した。

請求期間①、②及び③の国民年金保険料を納付しているので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間①及び②の国民年金保険料について、督促のはがきが届いたことを知った妻が昭和58年7月頃にB市役所C支所で納付してくれた旨、また、請求期間③の国民年金保険料について、自身が昭和61年4月又は同年5月頃に保管していた納付書を使用して、B市役所本庁の窓口又は市役所内の金融機関で納付した旨主張している。

しかしながら、国民年金法の時効に関する規定により、国民年金保険料を遡って納付することができる期間は2年とされていることから、請求者の妻が納付したとする昭和58年7月の時点において、請求期間②の国民年金保険料は過年度納付することが可能であるが、請求期間①の国民年金保険料は納付することができない。

また、昭和56年から昭和63年までの期間において、B市は、「支所では過年度保険料の収納はしていなかった。」旨回答している上、日本年金機構D事務センターは、請求期間当時、督促状を送付したことはないと回答しており、督促のはがきが届き支所で妻が納付したとする請求者の陳述と符合しない。

さらに、請求者自身が納付したとする時点(昭和61年4月又は同年5月頃)において、請求期間③の国民年金保険料は過年度保険料であることから、市町村から送付された現年度保険料の納付書で納付することはできない上、昭和56年から昭和63年までの期間において、B市は、「本庁でも過年度保険料の収納はしていなかった。」旨回答しており、市役所内の金融機関

における納付に関する資料も確認できない。

加えて、請求期間①、②及び③について、B市の請求者に係る国民年金被保険者（受給権者）名簿の納付月数欄を見ると、未納を示す空欄であることが確認できるところ、請求者に係る国民年金被保険者台帳（特殊台帳）においても、当該期間に納付を示す記載は無く、それぞれの記載内容は一致している。

このほか、請求者が請求期間①、②及び③について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）はなく、当該期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700643号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1800006号

第1 結論

昭和63年*月から平成4年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和43年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和63年*月から平成4年3月まで

請求期間当時、私と兄が大学生だった期間について、同時期に大学に入学した兄は、国民年金保険料が納付済みとなっているが、私は、未納となっている。

父に確認したところ、私の分についても兄と同様に国民年金保険料を納付していると言っていたので、昭和63年*月頃に父がA市役所で国民年金の加入手続を行ってくれたと思う。

請求期間は国民年金の未加入期間と記録されているが、父が兄の分だけ国民年金保険料を納付し、私の分を納付しないのは一般的に考えても違和感があるので、調査の上、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

初めて国民年金の加入手続が行われた場合、年金記録を管理するための国民年金手帳記号番号が払い出される場所、請求者の主張どおり、昭和63年*月頃に請求者の父がA市において請求者に係る国民年金の任意加入手続を行ったとすると、当時のA市を管轄するB社会保険事務所(当時)において国民年金手帳記号番号(記号は「*」)が払い出されることになる。

しかしながら、請求者の国民年金手帳記号番号の記号「*」は、*年に設置されA市を管轄することとなったC社会保険事務所(当時)において払い出されたものである上、請求者の国民年金手帳記号番号の前後の国民年金被保険者記録等から、請求者の加入手続が平成5年8月頃に行われたことにより同番号が払い出されたものと推認できる場所、当該手続時点までは、請求者は国民年金に未加入であるため、請求者の父は請求期間の国民年金保険料を納付することができなかったと考えられる。

また、請求期間当時の国民年金法施行規則において、国民年金に任意加入する場合は、その申出書を住所地の市町村長を経由して都道府県知事に提出する旨規定されているところ、戸籍の附票で確認できる請求期間当時の請求者の住所は、D市である上、年金情報総合管理・照合システム(紙台帳検索システム)により、B社会保険事務所及びD市を管轄するE社会保険事務所(当時)において払い出された国民年金手帳記号番号の縦覧調査を行ったほか、社会保険オンラインシステムにより複数の読み方による氏名検索を行ったが、請求者に対する別の国民年金手帳記号番号の払出しは確認できない。

さらに、請求者は、国民年金の加入手続及び請求期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとする請求者の父も、詳細については記憶していない旨陳述している。

このほか、請求者の父が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)はなく、請求期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700502号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1800010号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和48年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成16年10月1日から平成20年5月1日まで

厚生年金保険の記録では、A社における被保険者の資格取得年月日が平成20年5月1日と記録されているが、同社には請求期間前から勤務しており、所持している請求期間に係る給料支払明細書を見ると、厚生年金保険料を控除されているので、同社における厚生年金保険被保険者の資格取得年月日を平成20年5月1日から平成16年10月1日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成18年6月1日であるところ、商業登記の記録によると、同社は同年4月24日に成立しており、同社の元事業主は、同社が有限会社となる前は従業員が請求者のほか一人の個人事業所(B事業所)であった旨陳述していることから、請求期間のうち、平成16年10月1日から平成18年4月23日までの期間について、当該事業所は、厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていなかったと考えられる。

一方、請求期間のうち、平成18年4月24日以降の期間は、A社の設立後の期間であることが商業登記の記録により確認できることから、同社が厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていたことが認められる。

しかしながら、請求者から提出された給料支払明細書(以下「明細書」という。)には、請求期間の各月において厚生年金保険料が控除されている旨記されているものの、A社の元事業主は、当社は平成18年に法人化したにもかかわらず、平成16年の明細書の事業所名がA社となっていること等から、請求者から提出された当該明細書は、当社が請求者に交付していた明細書ではない旨陳述しており、このほかに、当該明細書がA社から、請求者に対し、請求期間同時に交付されたものであることを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

また、A社の元事業主が同社の経理担当者であったとする元従業員及びオンライン記録において、同社における厚生年金保険被保険者記録がある者に照会し、複数の者から回答を得たが、当該回答から、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料控除を推認できる事情は得られなかった。

さらに、日本年金機構が保管する請求者の平成17年7月から平成18年6月までに係る国民年金保険料免除申請書を見ると、当該免除申請期間の国民年金保険料の免除が承認されているところ、当該申請書は、平成17年7月1日にC市D区役所において受付されており、当該申請書の申請者氏名欄に請求者の記名及び押印が確認できることから、請求者は、請求期間中に、国民年金保険料の免除申請を行っていたことが確認できる。

加えて、C市D区の回答によると、請求者は、請求期間を含む平成11年11月17日から平成20年5月2日までの期間において、国民健康保険の被保険者である。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700585号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1800011号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和51年3月1日から昭和55年5月1日まで
② 昭和56年9月1日から昭和59年11月21日まで

昭和51年3月1日から昭和55年5月1日までの請求期間①は、A事業所においてC業務担当として、また、昭和56年9月1日から昭和59年11月21日までの請求期間②は、B事業所において運転手として、それぞれ勤務したが、いずれの期間についても、厚生年金保険の被保険者記録がない。

請求期間①及び請求期間②について、いずれの期間も給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者は、当該期間に、D市に所在したA事業所に勤務したと主張している。

しかしながら、請求者に係る雇用保険の記録によると、請求者は、請求期間①の終期から約5年後の昭和60年4月25日にA事業所において同保険の被保険者資格を取得している上、請求者自身が、同事業所に勤務したのは1回だけである旨陳述していることを踏まえると、請求者が同事業所に勤務したのは、請求期間①より後の期間であったことがうかがえる。

また、オンライン記録において、A事業所が厚生年金保険の適用事業所となった記録は見当たらない上、同事業所の事業主の所在が不明であることから、請求者の請求期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、事業主等に確認することができない。

さらに、請求者が記憶するA事業所における同僚の情報は姓のみのため、当該同僚を特定することができず、同事業所の元従業員に事情照会することができないほか、同事業所の従業員数についても不明のため、請求期間①当時、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となる要件を満たしていたか否かについても確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

請求期間②について、請求者は、当該期間に、運転手として、B事業所に勤務したと主張している。

しかしながら、オンライン記録において、B事業所が厚生年金保険の適用事業所となった記録は見当たらない上、請求者は、同事業所の事業主氏名及び詳細な所在地を記憶しておらず、同事業所を特定することができないことから、請求期間②当時における請求者の勤務実態及び

厚生年金保険料の控除について、事業主等に確認することができない。

また、請求者は、B事業所における同僚一人を挙げているものの、オンライン記録において、当該同僚を特定することができず、同事業所の元従業員に事情照会することができないほか、同事業所の従業員数についても不明のため、請求期間②当時、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となる要件を満たしていたか否かについても確認することができない。

このほか、請求者の請求期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間①及び請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。